

重要事項説明書

(指定訪問看護 介護予防訪問看護)

利用者： _____ 様

事業者： 有限会社トータルケア一心堂

令和6年6月1日～

重要事項説明書

あなた（又はあなたの家族）が利用しようと考えている指定訪問看護サービスについて、契約を締結する前に知っておいていただきたい内容を、説明いたします。わからないこと、わかりにくいことがあれば、遠慮なく質問をしてください。

1 指定訪問看護サービスを提供する事業者について

事業者名称	有限会社トータルケア心堂 ルケア心堂
代表者氏名	代表取締役 丸山 朋也
本社所在地 (連絡先及び電話番号等)	秋田県大館市東台二丁目1-75-2 TEL 0186-49-3433
法人設立年月日	平成12年2月1日

2 利用者に対するサービス提供を実施する事業所について

(1) 事業所の所在地等

事業所名称	訪問看護ステーション心堂
介護保険指定 事業所番号	0560490575
事業所所在地	秋田県大館市赤館町146-4
連絡先 相談担当者名	TEL 0186-59-6668 管理者 丸山 真菜
事業所の通常の 事業の実施地域	大館市

(2) 事業の目的及び運営の方針

事業の目的	利用者様の医療的なケアや日常生活動作に必要な身体機能の維持回復を支え、安心した在宅生活を支えることを目的とします。
運営の方針	<ul style="list-style-type: none">多職種が連携しながら利用者の生活を支えているということ意識してサービスを実施します。利用者様の生活を包括的に理解することを心がけます。職員自らが新しい学びの機会を積極的に取り入れ、得た知識や経験を広く共有します。売上の追求だけでなく、広く社会に貢献します。

(3) 事業所窓口の営業日及び営業時間

営業日	月曜から金曜日（祝日・お盆・年末年始を除く）
営業時間	8:30~17:30

※上記の営業日・営業時間のほか、24時間常時電話等で対応ができる体制とする

(4) 事業所の職員体制

管理者	(氏名) 丸山 真菜
-----	------------

職	職務内容	人員数
管理者	<ol style="list-style-type: none"> 1 主治の医師の指示に基づき適切な指定訪問看護が行われるよう必要な管理を行います。 2 訪問看護計画書及び訪問看護報告書の作成に関し、必要な指導及び管理を行います。 3 従業員に、法令等の規定を遵守させるため必要な指揮命令を行います。 	常勤 1名 (看護師と兼務)
看護職員 (看護師・ 准看護師)	<ol style="list-style-type: none"> 1 訪問看護計画に基づき、指定訪問看護のサービスを提供します。 2 訪問日、提供した看護内容等を記載した訪問看護報告書を作成します。 	常勤 4名 (内、1名は管理者と兼務) 非常勤 1名
理学療法士等	<ol style="list-style-type: none"> 1 訪問看護計画に基づき、リハビリテーションのサービスを提供します。 	常勤 3名 非常勤 0名

3 提供するサービス内容及び費用について

(1) 提供するサービスの内容について

サービス区分と種類	サービスの内容
訪問看護計画の作成	主治の医師の指示並びに利用者に係る居宅介護支援事業者が作成した居宅サービス計画（ケアプラン）に基づき、利用者様の意向や心身の状況等のアセスメントを行い、援助の目標に応じて具体的なサービス内容を定めた訪問看護計画を作成します。
訪問看護の提供	<p>訪問看護計画に基づき、訪問看護を提供します。</p> <p>具体的な訪問看護の内容</p> <ul style="list-style-type: none"> ・健康状態のアセスメント ・日常生活の支援 ・心理的な支援 ・家族等介護者の相談・助言 ・医療的ケア ・病状悪化の防止（予防的看護） ・入退院時の支援 ・社会資源の活用支援 ・認知症者の看護 ・精神障がい者の看護 ・リハビリテーション ・重症心身障がい児者の看護 ・エンドオブライフケア など

(2) 看護職員の禁止行為

看護職員はサービスの提供にあたって、次の行為は行いません。

- ① 利用者様又は家族の金銭、預貯金通帳、証書、書類などの預かり
- ② 利用者様又は家族からの金銭、物品、飲食の授受
- ③ 利用者様の同居家族に対するサービス提供
- ④ 利用者様の居宅での飲酒、喫煙、飲食
- ⑤ 身体拘束その他利用者の行動を制限する行為（利用者又は第三者等の生命や身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除く）
- ⑥ 利用者様又は家族等に対して行う宗教活動、政治活動、営利活動、その他迷惑行為

(3) 提供するサービスの利用料、利用者負担額（介護保険を適用する場合）について

※介護保険による訪問看護

介護保険単位数（1単位：10円）		訪問看護費	介護予防訪問看護費		
訪問看護費	20分未満	訪問看護Ⅰ 1	314単位	303単位	
	30分未満	訪問看護Ⅰ 2	471単位	451単位	
	30分以上1時間未満	訪問看護Ⅰ 3	823単位	794単位	
	1時間以上1時間半未満	訪問看護Ⅰ 4	1128単位	1090単位	
	理学療法士等 20分以上	訪問看護Ⅰ 5	294単位	284単位	
	理学療法士等が1日2回以上	訪問看護Ⅰ 5 2超	265単位	142単位	
	○准看護師が訪問した場合、理学療法士・作業療法士・言語聴覚士の1日2回以上訪問した場合は、単位数の90%で算定します。介護予防の場合は理学療法士・作業療法士・言語聴覚士の1日2回以上訪問した場合は、単位数の50%で算定します。				
○表は1割負担の金額です。お手元の負担割合証をご確認下さい。2割負担・3割負担の場合はそれぞれ自己負担が表の2倍・3倍となります。					
○高齢者虐待防止措置未実施の場合、所定の単位数の-1/100で算定します。					
○業務継続計画未策定の場合、所定の単位数の-1/100で算定します。					
	緊急時訪問看護加算（月1回）	（Ⅰ）	600単位		
		（Ⅱ）	574単位		
	特別管理加算（月1回）	（Ⅰ）	500単位		
		（Ⅱ）	250単位		
	退院時共同指導加算（退院後1回）		600単位		
	初回加算（月1回）	（Ⅰ）	350単位		
		（Ⅱ）	300単位		
	夜間・早朝加算、深夜加算		夜間（午後6時～午後10時） 早朝（午前6時～午前8時）	⇒所定単位数の100分の25を加算	
			深夜（午後10時～午前6時）	⇒所定単位数の100分の50を加算	
	長時間訪問看護加算		300単位		
	複数名訪問看護加算（Ⅰ）	30分未満	254単位		
		30分以上	402単位		
	複数名訪問看護加算（Ⅱ）	30分未満	201単位		
		30分以上	317単位		
	ターミナルケア加算		2,500単位		
看護体制強化加算（Ⅰ）（1月につき）		550単位			
看護体制強化加算（Ⅱ）（1月につき）		200単位			
サービス提供体制強化加算（Ⅰ）（1回につき）		6単位			
サービス提供体制強化加算（Ⅱ）（1回につき）		3単位			
看護・介護職員連携強化加算（1月につき）		250単位			

※ サービス提供時間数は、実際にサービス提供に要した時間ではなく、居宅サービス計画及び訪問看護計画に位置付けられた時間数（計画時間数）によるものとします。なお、計画時間数とサービス提供時間数が大幅に異なる場合は、利用者様の同意を得て、居宅サービス計画の変更の援助を行うとともに訪問看護計画の見直しを行いません。

※医療保険による訪問看護

医療保険〔精神科以外〕			料 金	基本利用料（利用者負担金）		
				1割負担	2割負担	3割負担
訪問看護基本療養費Ⅰ	保健師・看護師・助産師・PT/OT/ST （1日につき）	週3日目まで	5,550円	555円	1,110円	1,665円
		週4日以降	6,550円	655円	1,310円	1,965円
	准看護師 （1日につき）	週3日目まで	5,050円	505円	1,010円	1,515円
		週4日以降	6,050円	605円	1,210円	1,815円
専門性の高い看護師との同行訪問（管理療養費算定不可）			12,850円	1,285円	2,570円	3,855円
訪問看護基本療養費Ⅱ	保健師、看護師、助産師、PT/OT/ST （1日につき、同一建物に2人訪問の場合）	週3日目まで	2,780円	278円	556円	834円
		週4日以降	3,280円	328円	656円	984円
	准看護師 （1日につき、同一建物に2人訪問の場合）	週3日目まで	2,530円	253円	506円	759円
		週4日以降	3,030円	303円	606円	909円
専門性の高い看護師との同行訪問（管理療養費算定不可）			12,850円	1,285円	2,570円	3,855円
訪問看護基本療養費Ⅲ		入院中1回の外泊時	8,500円	850円	1,700円	2,550円
イ：機能強化型訪問看護管理療養費 1		月の初日	13,230円	1,323円	2,646円	3,969円
ロ：機能強化型訪問看護管理療養費 2		月の初日	10,030円	1,003円	2,006円	3,009円
ハ：機能強化型訪問看護管理療養費 3		月の初日	8,700円	870円	1,740円	2,610円
ニ：訪問看護管理療養費 1・2・3 以外		月の初日	7,670円	767円	1,534円	2,301円
訪問看護管理療養費 1（イ～ニ共通）		2日目以降	3,000円	300円	600円	900円
訪問看護管理療養費 2（イ～ニ共通）		2日目以降	2,500円	250円	500円	750円
乳幼児加算（6歳未満）	個性労働大臣が定める者		1,800円	180円	360円	540円
	上記以外の者		1,300円	130円	260円	390円
難病等複数回訪問加算	1日2回		4,500円	450円	900円	1,350円
	1日3回以上		8,000円	800円	1,600円	2,400円
緊急訪問看護加算（1日につき）	月14日目まで		2,650円	265円	530円	795円
	月15日目以降		2,000円	200円	400円	600円
複数名訪問看護加算	（週1回迄）	看護師等と訪問	4,500円	450円	900円	1,350円
	（週1回迄）	准看護師と訪問	3,800円	380円	760円	1,140円
	（週3回迄）	看護補助者と訪問	3,000円	300円	600円	900円
長時間訪問看護加算（週1回迄）			5,200円	520円	1,040円	1,560円
24時間対応体制加算（月1回）	看護業務の負担軽減を行っている場合		6,800円	680円	1,360円	2,040円
	上記以外の場合		6,520円	652円	1,304円	1,956円
特別管理加算（月1回）	重症度の高い方		5,000円	500円	1,000円	1,500円
	上記以外の方		2,500円	250円	500円	750円
退院時共同指導加算			8,000円	800円	1,600円	2,400円
特別管理指導加算			2,000円	200円	400円	600円
退院支援指導加算	厚生労働大臣が定める長時間訪問の場合		8,400円	840円	1,680円	2,520円
	上記以外の方		6,000円	600円	1,200円	1,800円
在宅患者連携指導加算（適応時/月1回迄）			3,000円	300円	600円	900円
在宅患者緊急時等カンファレンス加算（適応時/月2回迄）			2,000円	200円	400円	600円
夜間・早朝 訪問看護加算	夜間（午後6時～午後10時）早朝（午前6時～午前8時）		2,100円	210円	420円	630円
深夜訪問看護加算	深夜（午後10時～翌午前6時）		4,200円	420円	840円	1,260円
訪問看護情報提供療養費 1, 2, 3（月1回）			1,500円	150円	300円	450円
訪問看護ターミナルケア療養費 1			25,000円	2,500円	5,000円	7,500円
同上2（介護老人福祉施設等で看取り介護加算算定）			10,000円	1,000円	2,000円	3,000円
遠隔死亡診断補助加算			1,500円	150円	300円	450円
訪問看護医療DX情報活用加算			50円	5円	10円	15円
ベースアップ評価料（Ⅰ）			780円	78円	156円	234円

- ※ 主治の医師(介護老人保健施設の医師を除く)から、急性増悪等により一時的に頻回の訪問看護を行う必要がある旨の特別の指示を受けた場合は、その指示の日から14日間に限って、介護保険による訪問看護費は算定せず、別途医療保険による訪問看護の提供となります。
- ※ 緊急時訪問看護加算は、利用者の同意を得て、利用者又はその家族等に対して24時間対応できる体制を整備し、計画的に訪問することとなっていない緊急時訪問を必要に応じて行う場合に算定します。なお、同意書面は別添のとおりです。
- ※ 特別管理加算は、別に厚生労働大臣が定める特別な管理を必要とする利用者に対して、指定訪問看護の実施に関する計画的な管理を行った場合に算定します。別に厚生労働大臣が定める特別な管理を必要とする状態とは、次のとおりです。
 - ① 在宅悪性腫瘍患者指導管理若しくは在宅気管切開患者指導管理を受けている状態又は気管力ニューレ、留置カテーテルを使用している状態
 - ② 在宅自己腹膜灌流指導管理、在宅血液透析指導管理、在宅酸素療法指導管理、在宅中心静脈栄養法指導管理、在宅成分栄養経管栄養法指導管理、在宅自己導尿指導管理、在宅持続陽圧呼吸療法指導管理、在宅自己疼痛管理指導管理又は在宅肺高血圧症患者指導管理を受けている状態
 - ③ 人工肛門又は人工膀胱を設置している状態
 - ④ 真皮を超える褥瘡の状態
 - ⑤ 点滴注射を週3日以上行う必要があると認められる状態
 特別管理加算(Ⅰ)は①に、特別管理加算(Ⅱ)は②～⑤に該当する利用者に対して訪問看護を行った場合に算定します。
- ※ ターミナルケア加算は、在宅で死亡された利用者について、利用者又はその家族等の同意を得て、その死亡日及び死亡日前14日以内に2日(末期の悪性腫瘍その他別に厚生労働大臣が定める状態にあるものは1日)以上ターミナルケアを行った場合(ターミナルケアを行った後、24時間以内にご自宅以外で死亡された場合を含む。)に算定します。
 その他別に厚生労働大臣が定める状態にあるものとは次のとおりです。
 - イ 多発性硬化症、重症筋無力症、スモン、筋萎縮性側索硬化症、脊髄小脳変性症、ハンチントン病、進行性筋ジストロフィー症、パーキンソン病関連疾患(進行性核上性麻痺、大脳皮質基底核変性症及びパーキンソン病(ホーエン・ヤールの重症度分類がステージ3以上であって生活機能障害度がⅡ度又はⅢ度のものに限る)、多系統萎縮症(線条体黒質変性症、オリブ橋小脳萎縮症及びシャイ・ドレーガー症候群)、プリオン病、亜急性硬化性全脳炎、ライソゾーム病、副腎白質ジストロフィー、脊髄性筋萎縮症、球脊髄性筋萎縮症、慢性炎症性脱髄性多発神経炎、後天性免疫不全症候群、頸髄損傷及び人工呼吸器を使用している状態
 - ロ 急性増悪その他当該利用者の主治の医師が一時的に頻回の訪問看護が必要であると認める状態
- ※ 初回加算は新規に訪問看護計画を作成した利用者に対し、訪問看護を提供した場合に加算します。また退院時共同指導加算を算定する場合は算定しません。
- ※ 退院時共同指導加算は、入院中又は入所中の者が退院又は退所するにあたり、主治医等と連携し在宅生活における必要な指導を行い、その内容を文書により提供した後に初回の指定訪問看護を行った場合に算定します。また初回加算を算定する場合は算定しません。
- ※ 看護・介護職員連携強化加算はたん吸引等を行う訪問介護事業所と連携し、利用者に係る計画の作成の支援等を行った場合に算定します。
- ※ 複数名訪問加算は、複数の看護師等(両名とも保健師、看護師、准看護師又は理学療法士、作業療法士若しくは言語聴覚士であることを要する)、又は看護師等と看護補助者が同時に訪問看護を行う場

合(利用者の身体的理由により1人の看護師等による訪問看護が困難と認められる場合等)に算定します。

- ※ 長時間訪問看護加算は、特別管理加算の対象者に対して、1回の時間が1時間30分を超える訪問看護を行った場合、訪問看護の所定サービス費(1時間以上1時間30分未満)に算定します。なお、当該加算を算定する場合は、別途定めた1時間30分を超過する部分の利用料は徴収しません。
- ※ 看護体制強化加算は、医療ニーズの高い利用者への指定訪問看護体制を強化した場合に算定します。
- ※ サービス提供体制強化加算は、当事業所が厚生労働大臣の定める基準に適合しているものとして届け出し、利用者に対して訪問看護を行った場合に算定します。
- ※ (利用料について、事業者が法定代理受領を行わない場合)上記に係る利用料は、全額をいったんお支払いいただきます。この場合、「サービス提供証明書」を交付しますので、「領収書」を添えてお住まいの市町村に居宅介護サービス費等の支給(利用者負担額を除く)申請を行ってください。

※医療保険による精神科訪問看護

医療保険〔精神科訪問看護〕				料 金		基本利用料(利用者負担金)				
						1割負担	2割負担	3割負担		
精神科訪問看護基本療養費	(I)	看護師等による訪問	週3日目まで	30分以上	5,550円	555円	1,110円	1,665円		
				30分未満	4,250円	425円	850円	1,275円		
			週4日以降	30分以上	6,550円	655円	1,310円	1,965円		
				30分未満	5,100円	510円	1,020円	1,530円		
			准看護師等による訪問	週3日目まで	30分以上	5,050円	505円	1,010円	1,515円	
					30分未満	3,870円	387円	774円	1,161円	
	週4日以降	30分以上		6,050円	605円	1,210円	1,815円			
		30分未満		4,720円	472円	944円	1,416円			
	(III)	同一建物への訪問	看護師等2人/同一日	週3日目まで	30分以上	5,550円	555円	1,110円	1,665円	
					30分未満	4,250円	425円	850円	1,275円	
				週4日以降	30分以上	6,550円	655円	1,310円	1,965円	
					30分未満	5,100円	510円	1,020円	1,530円	
				看護師等3人以上/同一日	週3日目まで	30分以上	2,780円	278円	556円	834円
						30分未満	2,130円	213円	426円	639円
			週4日以降		30分以上	3,280円	328円	656円	984円	
					30分未満	2,550円	255円	510円	765円	
			准看護師2人/同一日		週3日目まで	30分以上	5,050円	505円	1,010円	1,515円
						30分未満	3,870円	387円	774円	1,161円
				週4日以降	30分以上	6,050円	605円	1,210円	1,815円	
					30分未満	4,720円	472円	944円	1,416円	
准看護師3人以上/同一日				週3日目まで	30分以上	2,530円	253円	506円	759円	
					30分未満	1,940円	194円	388円	582円	
			週4日以降	30分以上	3,030円	303円	606円	909円		
				30分未満	2,360円	236円	472円	708円		
			(IV)	入院中の外泊時の訪問			8,500円	850円	1,700円	2,550円
			イ：機能強化型訪問看護管理療養費 1				月の初日	13,230円	1,323円	2,646円
ロ：機能強化型訪問看護管理療養費 2				月の初日	10,030円	1,003円	2,006円	3,009円		
ハ：機能強化型訪問看護管理療養費 3				月の初日	8,700円	870円	1,740円	2,610円		
ニ：訪問看護管理療養費 1・2・3 以外				月の初日	7,670円	767円	1,534円	2,301円		
訪問看護管理療養費 1(イ～ニ共通)				2日目以降	3,000円	300円	600円	900円		
訪問看護管理療養費 2(イ～ニ共通)				2日目以降	2,500円	250円	500円	750円		

※精神科訪問看護 加算

医療保険〔精神科訪問看護〕		料 金	基本利用料（利用者負担金）				
			1割負担	2割負担	3割負担		
加算	精神科難病等複数回訪問加算		1日2回	4,500円	450円	900円	1,350円
			1日3回以上	8,000円	800円	1,600円	2,400円
	緊急訪問看護加算（1日につき）		月14日目まで	2,650円	265円	530円	795円
			月15日目以降	2,000円	200円	400円	600円
	精神科複数名訪問看護加算	看護職員 + 看護師等	1日1回	4,500円	450円	900円	1,350円
			1日2回	9,000円	900円	1,800円	2,700円
			1日3回以上	14,500円	1,450円	2,900円	4,350円
		看護職員 + 准看護師	1日1回	3,800円	380円	760円	1,140円
			1日2回	7,600円	760円	1,520円	2,280円
			1日3回以上	12,400円	1,240円	2,480円	3,720円
	看護職員+看護補助者又は精神保健福祉士			3,000円	300円	600円	900円
	精神科長時間訪問看護加算（週1回迄）			5,200円	520円	1,040円	1,560円
	24時間対応体制加算（月1回）		看護業務の負担軽減を行っている場合	6,800円	680円	1,360円	2,040円
			上記以外の場合	6,520円	652円	1,304円	1,956円
	特別管理加算（月1回）		（Ⅰ）	5,000円	500円	1,000円	1,500円
			（Ⅱ）	2,500円	250円	500円	750円
	退院時共同指導加算			8,000円	800円	1,600円	2,400円
	特別管理指導加算			2,000円	200円	400円	600円
	退院支援指導加算			6,000円	600円	1,200円	1,800円
	在宅患者連携指導加算（適応時/月1回迄）			3,000円	300円	600円	900円
	在宅患者緊急時等カンファレンス加算（適応時/月2回迄）			2,000円	200円	400円	600円
	夜間・早朝 訪問看護加算	夜間（午後6時～午後10時）早朝（午前6時～午前8時）		2,100円	210円	420円	630円
	深夜訪問看護加算	深夜（午後10時～翌午前6時）		4,200円	420円	840円	1,260円
	看護・介護職員連携強化加算（月1回）			2,500円	250円	500円	750円
	精神科重症患者支援管理連携加算（月1回）		（イ）	8,400円	840円	1,680円	2,520円
			（ロ）	5,800円	580円	1,160円	1,740円
訪問看護情報提供療養費（Ⅰ）・（Ⅱ）・（Ⅲ）（月1回）			1,500円	150円	300円	450円	
訪問看護ターミナルケア療養費（Ⅰ）			25,000円	2,500円	5,000円	7,500円	
訪問看護ターミナルケア療養費（Ⅱ）（介護老人福祉施設等で看取り介護加算算）			10,000円	1,000円	2,000円	3,000円	
遠隔死亡診断補助加算			1,500円	150円	300円	450円	
訪問看護医療DX情報活用加算			50円	5円	10円	15円	
ベースアップ評価料（Ⅰ）			780円	78円	156円	234円	

4 その他の費用について

① 交通費	通常の事業の実施地域（大館市）を越えてサービスを行う場合は、実施地域を越えた地点から1キロメートルあたり50円を請求します。	
② キャンセル料	サービスの利用をキャンセルされる場合、キャンセルの連絡をいただいた時間に応じて、下記によりキャンセル料を請求させていただきます。	
	前日の17:30まで	キャンセル料は不要です
	前日の17:30以降	一律1000円

※但し、利用者様の病状の急変や急な入院等の場合には、キャンセル料は請求いたしません。

5 利用料、利用者負担額、その他の費用の請求及び支払い方法について

① 請求方法	<p>ア 利用料利用者負担額（介護保険を適用する場合）及びその他の費用の額はサービス提供ごとに計算し、利用月ごとの合計金額により請求いたします。</p> <p>イ 請求書は利用月の翌月10日過ぎに利用者様宛にお届け（郵送）します。</p>
② 支払い方法	<p>請求月の末日までに、下記のいずれかの方法によりお支払い下さい。</p> <p>(ア) 現金支払い事 (イ) 利用者指定口座からの自動振替 (ウ) 業者指定口座への振り込み</p> <p>※振り込みを希望される場合は以下の口座へお願いします。振込手数料は利用者様負担となります。</p> <p>秋田銀行 大館支店 普通 600613 有限会社トータルケア心堂 代表取締役 丸山 朋也</p>

※ 利用料、利用者負担額（介護保険を適用する場合）及びその他の費用の支払いについて、正当な理由がないにもかかわらず、支払い期日から2月以上遅延し、さらに支払いの督促から14日以内に支払いが無い場合には、サービス提供の契約を解除した上で、未払い分をお支払いいただくことがあります。

6 担当する看護職員の変更をご希望される場合の相談窓口について

担当する訪問看護職員の変更をご希望される場合は、右のご相談担当者までご相談ください。	<p>ア 相談担当者氏名 管理者 丸山 真菜</p> <p>イ 連絡先電話番号 0186-49-3433</p> <p>ウ 受付時間 事業所営業時間内</p>
--	--

※ 担当する看護職員は、利用者様のご希望をできるだけ尊重して調整を行いますが、当事業所の人員体制などにより、ご希望にそえない場合もありますことを予めご了承ください。

7 サービスの提供にあたって

- (1) サービスの提供に先立って、介護保険被保険者証に記載された内容（被保険者資格、要介護認定の有無及び要介護認定の有効期間）を確認させていただきます。被保険者の住所などに変更があった場合は速やかに当事業者にお知らせください。
- (2) 利用者様が要介護認定を受けていない場合は、利用者様の意思を踏まえて速やかに当該申請が行われるよう必要な援助を行います。また、居宅介護支援が利用者に対して行われていない等の場合であって、必要と認められるときは、要介護認定の更新の申請が、遅くとも利用者様が受けている要介護認定の有効期間が終了する30日前にはなされるよう、必要な援助を行うものとします。
- (3) 主治の医師の指示並びに利用者に係る居宅介護支援事業者が作成する「居宅サービス計画（ケアプラン）」に基づき、利用者様及び家族の意向を踏まえて、「訪問看護計画」を作成します。なお、作成した「訪問看護計画」は、利用者様又は家族にその内容を説明いたしますので、ご確認いただくようお願いします

- (4) サービス提供は「訪問看護計画」に基づいて行います。なお、「訪問看護計画」は、利用者様等の心身の状況や意向などの変化により、必要に応じて変更することができます
- (5) 看護職員に対するサービス提供等に関する指示や命令は、すべて当事業者が行いますが、実際の提供にあたっては、利用者様の心身の状況や意向に十分な配慮を行います。

8 虐待の防止について

事業者は、利用者様等の人権の擁護・虐待の防止等のために、次に掲げるとおり必要な措置を講じます。

虐待防止に関する責任者	管理者 丸山 真菜
-------------	-----------

- (1) 虐待防止に関する責任者を選定しています。
- (2) 成年後見制度の利用を支援します。
- (3) 苦情解決体制を整備しています。
- (4) 従業者に対する虐待防止を啓発・普及するための研修を実施しています。
- (5) サービス提供中に、当該事業所従業者又は養護者（利用者様の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者様を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報します。

9 利用者様およびその家族に関する秘密の保持と個人情報の保護について

- (1) 事業所は、利用者様の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が策定した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取り扱いのためのガイドライン」を遵守し適切な取り扱いに努めるものとします。
- (2) 事業者が得た利用者等の個人情報については、事業者での介護サービスの提供以外の目的では原則的に利用しないものとし、外部への情報提供については必要に応じて利用者様又はその代理人の了解を得るものとします。
- (3) 訪問看護記録書等は情報通信機器を用い電子媒体にて管理を行うものとします。
- (4) 利用者様以外の者（家族等）の個人情報を利用する可能性がある場合も同様とします。
- (5) 事業者は、利用者様及びその家族に関する個人情報が含まれる記録物（紙によるものの他、電磁的記録を含む。）については、善良な管理者及び従業者の注意をもって管理し、また処分の際にも第三者への漏洩を防止するものとします。

10 緊急時の対応方法について

サービス提供中、利用者様に病状の急変が生じた場合、その他必要な場合は速やかに主治の医師への連絡を行う等の必要な措置を講じるとともに、利用者様が予め指定する連絡先にも連絡します。

【家族等緊急連絡先】	氏 名	続柄
	住 所	
	電 話 番 号	
	携 帯 電 話	
	勤 務 先	
【主治医】	医療機関名	
	氏 名	
	電 話 番 号	

11 事故発生時の対応方法について

利用者様に対する指定訪問看護の提供により事故が発生した場合は、市町村、利用者様の家族、利用者様に係る居宅介護支援事業者等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。

【市町村（保険者）の窓口】 大館市役所 福祉部長寿課	所在地 大館市三の丸 103 番地 4 電話番号 0186-43-7056 受付時間 9：00～17：00(土日祝は休み)
-------------------------------	---

なお、事業者は、下記の損害賠償保険に加入しています。

保険会社名	あいおいニッセイ同和損害保険株式会社
保険名	ステーション賠償責任保険

12 身分証携行義務

訪問看護員は、常に身分証を携行し、初回訪問時及び利用者様またはその家族から提示を求められた時は、いつでも身分証を提示します。

13 心身の状況の把握

指定訪問看護の提供にあたっては、居宅介護支援事業者が開催するサービス担当者会議等を通じて、利用者様の心身の状況、その置かれている環境、他の保健医療サービス又は福祉サービスの利用状況等の把握に努めるものとします。

14 居宅介護支援事業者等との連携

- (1) 指定訪問看護の提供にあたり、居宅介護支援事業者及び保健医療サービスまたは 福祉サービスの提供者と密接な連携に努めます。

- (2) サービス提供の開始に際し、この重要事項説明に基づき作成する「訪問看護計画」の写しを、利用者様の同意を得た上で居宅介護支援事業者に速やかに送付します。
- (3) サービスの内容が変更された場合またはサービス提供契約が終了した場合は、その内容を記した書面またはその写しを速やかに居宅介護支援事業者に送付します。

15 サービス提供の記録

- (1) 指定訪問看護の実施ごとに、そのサービスの提供日、内容及び利用料等をサービス提供の終了時に利用者様の確認を受けることとします。また利用者様の確認を受けた後は、その控えを利用者様に交付します。
- (2) 指定訪問看護の実施ごとに、サービス提供の記録を行うこととし、その記録はサービスを提供した日から5年間保存します。
- (3) 利用者様は、事業者に対して保存されるサービス提供記録の閲覧及び複写物の交付を請求することができます。
- (4) 提供した指定訪問看護に関し、利用者様の健康手帳の医療の記録に係るページに必要な事項を記載します。

16 衛生管理等

- (1) 看護職員の清潔の保持及び健康状態について、必要な管理を行います。
- (2) 指定訪問看護事業所の設備及び備品等について、衛生的な管理に努めます。

17 サービス提供に関する相談、苦情について

- (1) 苦情処理の体制及び手順

提供した指定訪問看護に係る利用者様及びその家族からの相談及び苦情を受け付けるための窓口を設置します。(下表に記す【事業者の窓口】のとおり)

- (2) 第三者による評価の実施状況 あり ・
- (3) 苦情申立の窓口

【事業者の窓口】 有限会社トータルケア心堂 代表取締役 丸山 朋也	所在地 大館市東台二丁目1-75-2 電話番号 0186-49-3433 ファックス番号 0186-44-6430 受付時間 24時間対応
【市町村（保険者）の窓口】 大館市福祉部長寿課	所在地 大館市三の丸103番地4 電話番号 0186-43-7056 受付時間 9:00~17:00(土日祝は休み)
【公的団体の窓口】 秋田県国民健康保険団体連合会	所在地 秋田市山王四丁目2番3号 4階 電話番号 018-883-1550 受付時間 9:00~17:00(土日祝は休み)

18 重要事項説明の年月日

この重要事項説明書の説明年月日	令和 年 月 日
-----------------	----------

上記内容について、「秋田県指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例（平成 24年10月12日条例第56号）」の規定に基づき、利用者様に説明を行いました。

事業者	所在地	秋田県大館市東台二丁目1-75-2	
	法人名	有限会社トータルケア心堂	
	代表者名	代表取締役 丸山 朋也	印
	事業所名	訪問看護ステーション心堂	
	説明者氏名		印

上記内容の説明を事業者から確かに受け、内容について同意し、重要事項説明書の交付を受けました。

利用者	住所	
	氏名	印

代理人	住所	
	氏名	印